

あなたの所属は 班 組 です

令和2年度安全標語

「1日を踏み出す一歩 しっかり右見て左みて!!」(南條 和世氏)

事務局だより

第431号

(令和3年2月5日)

公益社団法人
練馬区シルバー人材センター
176-0012 東京都練馬区豊玉北 5-29-8
練馬センタービル5階
電話 3993-7168 FAX 3993-7530
URL <https://www.nerima-sc.or.jp>
E-mail nerima@sjc.ne.jp

☆配分金振込日☆

就業月	支払日
1月分	2月19日(金)
2月分	3月19日(金)

就業相談電話予約

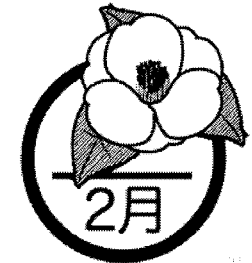
未就業会員のために!!

【日程】

2月18日(木)

9時～16時

【会場】事務所



◎ 理事会の動き ◎

第10回定例理事会

令和3年1月25日

1 審議事項

(1) 入・退会員(3年1月分)の承認について

1月末合計 3,524名 (男性2,288名、女性1,236名)

入会者 計18名 (男性12名、女性6名)

退会者 計22名 (男性13名、女性9名)

女性会員率 35.1%

2 報告事項

(1) 事業実績(12月分)の報告について

区分	受託件数		契約金額	
	2年度	元年度	2年度	元年度
公共	35	39	47,523,762	45,993,752
民間	1,763	1,864	67,964,558	70,696,086
計	1,798	1,903	115,488,320	116,689,838
累計	15,520	16,809	955,748,091	1,080,093,391

配分金 : 10,416万円(10,558)、△142万円 1.3%減

契約金 : 11,549万円(11,669)、△120万円 1.0%減 ()内は前年同月値

公共と民間の比率は 41.2:58.8(39.4:60.6)

(2) 事業・清掃ボランティアの日程について(2ページに掲載)

*審議事項については承認、報告事項については了承されました。

令和3年度安全標語の表彰作

12月の事務局だよりで募集いたしました令和3年度安全標語について、優秀作・佳作を以下のとおり決定いたしました。

なお、応募者数は29名、応募作品数は「練馬区テーマ」に45点、「財団テーマ」に44点でした。

*「練馬区テーマ」…【転倒・転落予防】

☆優秀作☆

・ わすれるな いつ転んでも わが油断 …… 後藤 絢子 氏

・ 階段も 加齢と共に 危険増し …… 菅田 誠三郎 氏

・ 転ぶかも 走るな焦るな 身を守れ …… 榎本 保 氏

★佳作★

・ 潜んでる その事故原因は 足もとに …… 唐澤 政雄 氏

*「財団テーマ」…【危険予知】

☆優秀作☆

・ 豊富な経験 活かせばできる 危険予知 …… 三輪 真理子 氏

・ 見直そう 慣れた手順に 危険がひそむ …… 楠 泰夫 氏

・ 危険予知 我が身を守る 道しるべ …… 高橋 健次 氏

★佳作★

・ 大丈夫と 思った時ほど 危険予知 …… 町井 新一 氏

表彰作は、令和3年度定時総会(6月22日予定)で表彰し、記念品を贈呈します。

また、優秀作は、シルバー人材センター安全就業標語として東京しごと財団に推薦いたします。

なお、定時総会で、ご応募いただいた皆様全員に参加賞をさしあげます。

ご協力誠にありがとうございました。

□ 配分金支払証明書の送付について □

令和2年中に就業された会員の皆様に、1月22日に配分金支払証明書(令和2年1月～12月就業分)を圧着ハガキで送付しました。

確定申告にご利用ください。

なお、毎月圧着ハガキで送付している配分金明細書は1月13日に発送しましたので、お間違えないようご確認をお願いします。

※ 5ページに関連する記事があります。

※ 確定申告についてのお問い合わせは、下記税務署をお願いします。

練馬東税務署 03-6371-2332 練馬西税務署 03-3867-9711

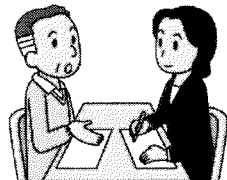
♡ 事業・清掃ボランティアの日程について ♡

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が2月7日までの予定で発令されています。

練馬区シルバー人材センターでは、この期間中の清掃ボランティアを休止しています。

2月に清掃ボランティアを予定している班もありますが、緊急事態宣言が延長されると休止になる恐れがあります。このため、今回の事務局だよりでは清掃ボランティアの日程を掲載しないこととしました。一刻も早く新型コロナウイルス感染症が終息し、これまでの活動が行えることを願っています。

「就業相談」をご利用ください。2月の予定は1ページに記載しています。



- 時間は、午前9時から午後4時の間です。
- 会場は、事務局です。
- 相談は、事務局の役職者が担当します。
- 相談を希望される会員は前日までに電話で申し込んでください。先着順で受け付けます。

あなたの力を貸してください

～～短期間の仕事をお願いできる会員を募集しています～～

センターでは、次のようなちょっとした仕事を依頼されることがあります。

- | | |
|--------------|---------------|
| ○ お祭りの自転車整理 | ○ 引越しの荷物詰め、整理 |
| ○ 箆笥(家具)の移動 | ○ 部屋の簡単な掃除 |
| ○ 池の掃除、水槽の掃除 | ○ 留守中の換気 |
| ○ 電球の取り換え | ○ 夏みかん(果実)の収穫 |
| ○ 植木の水やり | ○ ジャガイモの収穫 |
| ○ テーブルの組み立て | ○ チラシの配布 |

事務局だよりの募集を待たずに、「単発仕事」と呼んで、

登録した会員にお願いしています。

最近、家具の運搬や境内の落葉掃き、果実の収穫など

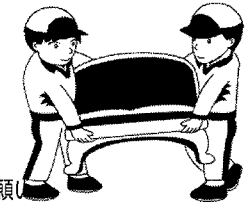
2～3人で働く仕事が増えています。

お客様のお役に立つため、注文をお断りしたくありません。

会員の皆様、ぜひ、2人ペアや3人以上のチームでの登録をお願いします。

1時間(1回)の配分金は、1,300円以上になります。

【登録方法】 事務局(矢島、中本)に電話で申し込んでください。

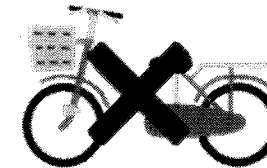


冬は雪や凍結で道路がすべりやすくなっています！

きけん！

雪・みぞれが降ったときは…

- 自転車に乗らない
- 時間に余裕をもって出かける
- 路面の雪や氷が完全に消えるまでは歩く、または公共交通機関を利用する
- 足元が滑りにくい靴を履く(簡易装着型スパイクの利用も有効)



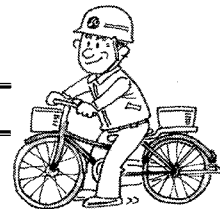
自転車の賠償保険を紹介します!!



自転車に乗って、人にけがをさせたり、物を壊した場合には、シルバー保険の対象にはなりません。また、東京都の条例で自転車保険の加入が義務化されています。

令和3年度 区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、7のコースから1つを選んで加入する保険です。
 例えば死亡保険金150万円に1億円の自転車賠償保険を組み合わせたコースで年間保険料が1,900円です。
 区民交通傷害保険の加入申込書およびリーフレットは、区内金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行・農協)または郵便局で配布しています。
 お申込みも各金融機関で受付しています。
 申込期間は、令和3年2月1日(月)から3月31日(水)までの間です。
 満期返戻金や契約者配当金はありません。
 自動継続ではないので毎年加入手続きが必要です。



サイクル安心保険

全日本交通安全協会の自転車会員に加入して加入する自転車保険です。
 保険対象は自転車事故に限られます。
 1億円の自転車賠償保険のみ(ご家族全員が対象)で年間保険料が1,870円です。(web申込1,670円)
 いつでも申し込めますが、毎月5日と20日が締切日です。
 申込方法は、①②のどちらか、
 ①郵送で申し込む。(申込用紙はセンター事務局にあります。)
 ②インターネットで申し込む。(クレジットカード限定ですが、全日本交通安全協会のホームページから申し込めます。
 満期返戻金や契約者配当金はありません。
 自動継続ですので毎年、継続の手続きは必要ありません。

2月教室事業の予定

※コロナ禍による緊急事態宣言が解除された後教室を再開します
 ※曜日や講師の都合により日にちを変更している教室があります
 = 羽沢教室 = (練馬区羽沢3-36-16)

名称	講師	2月の開催日	通常開催日時	費用
やさしい日本語紹介の英会話	廣田	2/8・22	第1・2・4月曜 10:00~11:50	月4,000円
名作や映画と英会話	山下・山口・喜本	2/9・16	第1・2・4火曜 10:00~11:50	月4,000円
中学中級クラス	松本・山口	2/10・24	第1・2・4水曜 10:00~11:50	月4,000円
英語でコミュニケーション	高原・橋本	2/10・24	第1・2・4水曜 13:30~15:20	月4,000円
中卒応用クラス	松本・橋本	2/18・25	第1・2・4木曜 10:00~11:50	月4,000円
中学初級クラス	高原・河野	2/18・25	第1・2・4木曜 13:30~15:20	月4,000円
中学まとめクラス	伊藤・山口	2/12・26	第1・2・4金曜 13:30~15:20	月4,000円
小物作り教室	吉川/岩崎/坂井/藤野	2/9	第2・4火曜日 13:00~15:30	回400円
朗読教室	HIDEMI	2/9・16・23	毎週火曜 13:00~15:00	回1,500円
折り紙教室	鎌原	2/12	第2金曜 14:00~16:00	回1,000円
ボトルシップ制作講座	磯部	2/20	第1・3土曜 13:00~16:30	回700円
歌謡ボイス教室	しんま	2/15・22	第1・3月曜 14:00~16:00	月3,000円
俳句教室	山口	2/16	第1・3火曜 10:00~12:00	回1,000円
スポーツ吹矢教室	柄本	2/20	第1・3土曜 13:30~15:30	回1,000円
書道教室	豊田	2/19	第1・3金曜 10:00~12:00	月2,000円

= 関町教室 = (練馬区関町北1-7-14)

名称	講師	2月の開催日	通常開催日時	費用
中学中級クラス	伊藤	2/8・22	第1・2・4月曜 10:00~11:50	月4,000円
活き活き英会話	宮本	2/8・22	第1・2・4月曜 10:00~11:50	月4,000円
中学まとめクラス	小松	2/8・22	第1・2・4月曜 13:30~15:20	月4,000円
おもてなしボランティア	伊藤	2/9・16	第1・2・4火曜 10:00~11:50	月4,000円
中卒応用クラス	内海	2/18・25	第1・2・4水曜 13:30~15:20	月4,000円
中学初級クラス	宮本・廣田	2/12・26	第1・2・4金曜 10:00~11:50	月4,000円
書道教室	竹内	2/16	第1・3火曜 10:00~12:00	月2,000円
書道教室	田中	お休みです	第2・4火曜 13:30~15:30	月2,000円
カメラ教室	高槻	2/18	第1・3木曜 10:00~12:00	月3,000円
絵手紙教室	近藤	2/19	第1・3金曜 13:00~15:30	回1,000円
朗読教室	小高	2/12・26	第2・4金曜 13:30~15:30	回1,500円
舞踊教室	原	2/16	第1・3火曜 13:30~15:30	回500円

●俳句教室は、6回(3か月)で完結となります。

【お知らせ】刃物研ぎは3月より開始します。

新型コロナウイルス感染症に感染しない生活をしましょう！

厚生労働省によると、70歳代の人の重症化リスクは、30歳代の47倍ということです。
会員の皆様に感染防止を徹底していただくため、改めて感染防止策をご紹介します。

(「新しい生活の実践例」より抜粋)

3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



発症の2日前から感染力があるとされているため濃厚接触者とされた場合も就業を休んでください。もちろん、発熱等の場合も休んでください。その際、事務局への連絡もお願いします。

「フレイル」をご存じですか？

(コラム安全だより 令和2年10月、11月より編集)

感染症の流行等により、3密（密閉・密集・密接）を避けて、外出や人と会ったりすることを控えて過ごす日常が続いています。家に閉じこもって動かない、という日常生活の変化で、心身の機能を弱め「フレイル」の状態が進むことが懸念されます。

◆「フレイル」とは、加齢によるこのような変化の状態です。

身体的フレイル	精神・心理的 フレイル	社会的フレイル	オーラルフレイル
・体重の減少・ 筋力の低下等	・気力の低下 ・記憶力の低下等	・人や社会との 関わりの低下等	・歯や口の衰え

⇒「フレイル」度を、チェックしてみましょう！

- 体重が減ってきた（食欲がなくなった）
 - 握力が弱くなった（瓶やペットボトルのふたが開けにくくなった）
 - 疲れやすくなった（何かするのをおっくうに感じる）
 - 歩く速さが遅くなった（青信号で横断歩道を渡りきれないことがある）
 - 体操やスポーツをしていない（出かけたくなってきた）
- 1～2項目に該当すると、プレフレイル（フレイル予備軍）の可能性がります。

早めに、自分の心身のほころびに気づき、日々の生活を見直す行動を起こせば、「フレイル」の進行を遅らせたり、元の健康な状態に改善する可能性があります。
定期的な健康診断の受診は、フレイル対策のきっかけのひとつです。積極的に受診しましょう。

フレイルにならないためのポイント「食べる」「動く」「つながる」

◆食べる◆（食事・栄養）⇒1日3食欠かさず食べましょう

◆つながる◆（人や社会とのつながり）

人や社会とつながることは、＜身体的＞＜精神・心理的＞＜社会的＞フレイルの全てを予防できます。感染を防ぎながら、誰かとおしゃべりしましょう。「シルバー人材センター会員」であることを活用して、人や社会との関わりを保ってゆきましょう。

配分金等に対する所得税の取扱い

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取扱いは、以下のとおりです。

1. 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した金額です。したがって配分金収入に係る必要経費の額は、配分金収入から控除することができます。
2. しかし、必要経費の額が 55 万円未満の場合には、租税特別措置法第 27 条「家内労働者の特例」の適用により、55 万円(収入金額が限度)を控除することができます。なお、配分金収入以外に給与収入がある会員は、55 万円(給与収入の金額が限度)の給与所得控除が受けられますが、この場合配分金収入から控除する金額は、55 万円から給与所得控除の金額を差し引いた残額になります。
3. 公的年金を受給している会員は、「家内労働者の特例」とは別に公的年金等控除が受けられません。

▼配分金にかかる所得税は、概ね次のように算出されます。(収入が配分金収入、公的年金等の収入、給与収入の場合。その他の収入がある場合は異なります。)

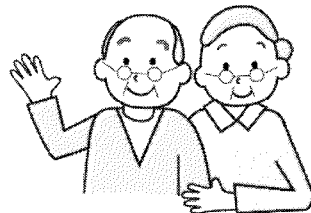
$(\text{配分金収入}) + (\text{公的年金等の収入金額の合計} - \text{公的年金等控除額}) + (\text{給与収入} - \text{給与所得控除}) - \text{基礎控除}(48 \text{ 万円}) \text{ 等の所得控除} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$

※平成 25 年分以降は、所得税額に 2.1% を乗じた復興特別所得税の計算が必要になります。

○詳細は管轄の各税務署にお問い合わせの上、正しく申告してください。

練馬東税務署 03-6371-2332 練馬西税務署 03-3867-9711

(注)お送りした2年配分金支払い証明書の金額は、1 年間の配分金と交通費の合計金額です(交通費は必要経費として取り扱うことができます)。



家内労働者等の事業所得又は雑所得とそれ以外の所得がある場合ケース別計算例

(国税庁ホームページより)

ケース	計算方法
1. 生命保険契約に基づく年金の収入金額が 100 万円、必要経費が 90 万円 2. シルバー人材センターからの収入金額が 100 万円、必要経費が 20 万円	(1) 公的年金等以外の雑所得の金額は 90 万円(100 万円+80 万円) (①生命保険契約に基づく年金分 10 万円(100 万円-90 万円)) (②シルバー人材センター分 80 万円(100 万円-20 万円)) 生命保険契約に基づく年金及びシルバー人材センターの必要経費の合計が 55 万円以上であるため、家内労働者等の特例の適用はありません。
1. 公的年金等の収入金額が 150 万円(年齢は 70 歳) 2. 生命保険契約に基づく年金の収入金額が 30 万円、必要経費が 15 万円 3. シルバー人材センターからの収入金額が 80 万円、必要経費が 10 万円	(1) 公的年金等の雑所得は 40 万円 (①公的年金等 150 万円-公的年金等控除額 110 万円)) (2) 公的年金等以外の雑所得の金額は 55 万円 (②生命保険契約に基づく年金分 30 万円+③シルバー人材センター分 80 万円-55 万円) 生命保険契約に基づく年金及びシルバー人材センターの必要経費の合計が 55 万円未満であるため、家内労働者等の特例を適用できます。
1. 給与の収入金額が 40 万円 2. シルバー人材センターからの収入金額が 40 万円、必要経費が 10 万円	(1) 給与所得の金額はゼロ (①給与の収入金額 40 万円-給与所得控除 40 万円) (2) 公的年金以外の雑所得の金額は 25 万円 (②シルバー人材センター分 40 万円-15 万円) 家内労働者等の必要経費の特例で認められる 55 万円から給与の収入金額 40 万円を差し引いた 15 万円と実際にかかった経費 10 万円との高い方である 15 万円が必要経費となります。